

令和5年1月定例会議事録

令和5年1月19日

鹿屋市教育委員会

○日 時 令和5年1月19日(木)
15時から17時まで

○場 所 教育長室

○出席者

教育長	中 野 健 作
教育長職務代理者	蓑 田 繼 男
教育委員	早 川 雅 子
教育委員	東別府 睦
教育委員	遠 矢 達 一

○関係者

教育次長	稲 村 憲 幸
教育総務課長	川 越 太
学校教育課長	新 屋 公 彦
生涯学習課長	山 口 良 二
教育総務課課長補佐	曾 原 学
教育総務課総務係長	久木田 圭 介

○議事日程

- 1 開会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議事
 - (1) 議案第16号 鹿屋市校区公民館条例及び鹿屋市校区公民館条例施行規則の廃止について
- 5 報告
 - (1) 教育委員の任命について
 - (2) 令和4年12月鹿屋市議会定例会の一般質問について
 - (3) 国立台北教育大学との協定調印式について
 - (4) 社会教育団体活動促進対策事業（輝北）補助金及び4校区公民館のあり方について
 - (5) 令和5年鹿屋市二十歳のつどいについて
 - (6) 令和4年度人権問題講演会について
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉会

○議決事項

議案番号	件 名	審議の状況	採決次第
議案第16号	鹿屋市校区公民館条例及び鹿屋市校区公民館条例施行規則の廃止について	特記事項なし	原案可決

○議事要旨

1	開 会
教育長	<p>先ほどまで第1回総合教育会議が行われ、教育委員会について4つの大きな柱で取組を紹介する中で、我々自身も事業内容を整理して聞くことで、充実した内容を行っていることに改めて気がついたところであった。しかし、他課との連携や教育委員会外ともしっかり連携し、まちや地域とも全体での取組を行うことで大きな効果に繋がると思うところであった。</p> <p>引続き、定例教育委員会を開催する。宜しくをお願いしたい。</p>
2	前回の議事録の承認
教育長	異議なく承認
3	教育長及び委員の報告
教育長	報告なく承認
4	議事
教育総務課長	<p>(1) 議案第16号 鹿屋市校区公民館条例及び鹿屋市校区公民館条例施行規則の廃止について</p> <p>資料に基づき説明</p>
教育長	<p>原案可決とすることに異議はないか。</p> <p>(異議なしとの発言)</p>
教育長	<p>異議がないので、議案第16号は、原案可決とする。</p>
5	報告
教育総務課長	<p>(1) 教育委員の任命について</p> <p>資料に基づき説明</p>
教育次長	<p>(2) 令和4年12月鹿屋市議会定例会の一般質問について</p> <p>資料に基づき説明</p>

早川委員	<p>「1-1 教育行政について」の回答に、「各館には経験豊富な退職校長や再任用職員を配置し、青少年の健全育成や地域づくりに努めている。」とあるが、多方面から人材を求めた方が、多様な価値観があるのではないか。</p>
教育長	<p>公募を行い、生涯学習課で面接を実施して採用する流れである。ここでは、一例として、採用数が多い職種を書いている。その他、自衛隊OBの方も多いところである。</p>
東別府委員	<p>給食費について、県内の多くの市町村で既に値上げして徴収していたり、次年度から値上げをすると報道で知ったが、鹿屋市は、そのようなことがないようだが、次年度も給食費を上げなくでも大丈夫なのか。</p>
学校教育課長	<p>物価高騰による材料費の値上げがあり、それに伴い費用も上がっているが、鹿屋市では、物価高騰で値上げする部分を市から補助とし負担して、給食費の値上げをせずに進めている。</p>
東別府委員	<p>ありがたいことである。この事実を、全体的に周知すれば保護者も知る事ができるのではないか。そうでなければ、保護者はこのことを知らないで値上げしないことを当たり前を感じるのではないか。</p>
教育長	<p>財政当局の理解があり、対応していただき大変ありがたい。しかし、いつまでも継続できる訳ではないが、とりあえず来年度までは継続予定である。</p>
早川委員	<p>「2 食育と地産地消について」、定期的に学級PTAや保健だよりなどで保護者に朝食を摂ることの重要性について、実態調査及び啓発を行っているようだが、児童生徒が自ら朝食を作るように指導することで、朝食を摂ることの重要性について考えてもらえるのではないか。</p>
学校教育課長	<p>朝食の重要性について、ご指摘のようになかなか理解いただけない保護者もいらっしゃるが、家庭教育学級やPTAの場で、根気強く言い続けていく必要があると考えている。朝食を摂らずに登校する生徒児童は、給食時間までにエネルギー不足で友達と楽しく遊べないことや、授業に集中できないなど、支障が生じることがある。児童生徒は、生活科の授業で、自分でご飯を炊き、味噌汁を作る調理実習もある。各学年の発達段階により、取扱う学習内容に応じて、朝食を食べることの大切さを教育課程に基づいて指導しているところである。</p>

遠矢委員	給食費の支払い方法について、口座引落としと現金で集金している学校があるようだが、それぞれどれくらいの割合になっているのか。
学校教育課長	多くの学校が口座引落としに移行している。正確な件数は今ここに持ってきていないが、ほとんどの学校が口座引落としに移行したと記憶している。引落とし日の1週間ほど前に、学校から保護者宛に一斉にメール発信し、注意喚起するなど工夫をしている。
蓑田委員	いじめが発生した際に、担任が認知して事実調査を行うが、慎重に行わなければならない、学校長に報告するまで時間を要し、簡単に進められない場合もある。生徒指導主任や管理職もいっしょになって問題によく取り組んでいるが、なかなかいじめの発見が難しかったり他の業務に支障がでたりジレンマを感じる。
早川委員	児童生徒の関係性もあると思うが、その子がいじめだと感じたら、いじめである。その気持ちをくみとり調査をしなければならない。ただ、先生が一人で抱え込むのではなく、先生方で共有し解決に向かうようにしなければ、その先生も精神的に追い込まれるのではないか。
学校教育課長	最初にいじめを発見したり、子どもから相談を受けたりするのが担任や養護教諭の場合もあるが、いじめに遭遇した先生は、その子との信頼関係が一番大きいので、その時の担任や、養護教諭がじっくり話を聞くべきであるが、その後の対応まで含め、その先生が全部行う必要はなく、学校が組織やチームとして取り組むことがすごく大事になる。
蓑田委員	自分もそういう経験があるが、保護者の自宅を訪問する回数も多く、一つのいじめ事案について時間がかかるのも結構あった。そういった意味でもマニュアルを作り、一人の先生に負担がかからないようにしていただきたい。
教育長	いじめや不登校は、学校や学校組織の一人一人の教員も含めて相当のエネルギーを使う。いじめを起こさないことが大事であり、鹿屋市としては6、7年前に「構成的グループエンカウンター」という、仲間づくりや相手を思いやる心を持ち、信頼できて居心地のよい学級を作り、いじめや不登校をなくす施策として現在まで取り組んでいる。
蓑田委員	学校では子どもたちが円満に過ごせるよう、いじめのない風土づくりが大事である。

早川委員	「5-1 安全管理体制について」スクールバスの件で、統廃合でスクールバス利用の児童生徒の体力の低下が著しいと他県の報道であった。
教育長	スクールバスもあるが、現在は、保護者が学校まで送迎する事が増えてきている。体力低下を招くため、歩いて登下校を促す「歩育(ほいく)」に力を入れている学校が数校ある。また、スクールバスを利用しても、学校の1キロ手前で降ろすように伝えている校長もいる。
早川委員	「5-2 行政教育について」鹿屋市の奨学金制度は、条件の一つに数年の居住があるが、離婚して鹿屋市に転居したシングルマザーは、要件に満たないため、その子どもの進学に影響する問題がある。例えば配偶者暴力相談支援センターと連携し、証明書や一定の要件があれば奨学金制度を利用できるなどはどうか。
早川委員	命の安全教育について、文科省が年代別に動画を作成しており、良い内容であった。数分の動画なので、例えば給食時間にでも流してみてもよいのではないか。
学校教育課長	<p>(3) 国立台北教育大学との協定調印式について</p> <p>資料に基づき説明</p> <p>(4) 社会教育団体活動促進対策事業（輝北）補助金及び4校区公民館のあり方について</p>
生涯学習課長	<p>資料に基づき説明</p> <p>(5) 令和5年鹿屋市二十歳のつどいについて</p>
生涯学習課長	<p>資料に基づき説明</p> <p>(6) 令和4年度人権問題講演会について</p>
生涯学習課長	資料に基づき説明
早川委員	講師の選定方法について伺いたい。

生涯学習課長	教育委員会においてテーマを決定した後、専門業者と相談して選定する。
6	動議の討論
教育長	発言がないので、動議はないものとする。
7	その他
教育長	次回の定例教育委員会は、令和5年2月7日(火)15時00分から教育長室で行う。
8	閉会
教育長	以上をもって1月定例教育委員会を閉会する。 以上